

岡山県公報 発行 岡山県 		目次
【告示】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 【公告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 【人事委員会】 ○ 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載) 【労働委員会】 ○ 岡山県労働委員会あっせん員候補者 【海区漁業調整委員会】 ○ 岡山海区漁業調整委員会公聴会の開催 ○ 第五百十六回岡山海区漁業調整委員会の開催	担当課（室） 環境管理課 指導監査室 健康推進課 税務課 経営支援課 人事委員会 労働委員会 海区漁業調整委員会 〃	
		目次
		担当課（室）

◎岡山県告示第二百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58番地

氏 名 取締役社長 藤木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417番地

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設
種	類	51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 43)		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (No. 44)	
能	力	72.3kg／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後2週間		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成30年7月		平成30年8月	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		15時間／日		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.29	0.46	同左	
	p H	6.5	7.0		
	B O D (mg／L)	404.3	549.6		
	C O D (mg／L)	808.6	1099.2		
	S S (mg／L)	19.0	53.0		
	油 分 (mg／L)	2.6	5.8		
	T－N (mg／L)	6.0	9.9		
	T－P (mg／L)	0.33	0.50		
	チウラム (mg／L)	<0.0006	<0.0006		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年5月1日から同月22日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

◎岡山県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防防サービス事業者を指定した。

平成三十年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉用具 コンフォールひなせ

2 所在地

岡山県備前市日生町日生字南椿ノ浦二五八三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社コンフォール

2 所在地

岡山県岡山市南区新保六六六番七

三 指定年月日

平成三十年五月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八三九

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

渡辺クリニック

笠岡市中央町二一八

平成三十年四月二十六日

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

〔二三四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定役務の名称

自動車二税身体障害者等課税免除制度の見直しに伴う税務システム改修業務

二 契約期間

平成三十年四月四日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月四日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

六八、〇四〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇四〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二三五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス鴨方店
所在地 浅口市鴨方町鴨方字鳥落通二二三ほか
届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 MULプロパティ株式会社
住所 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二四号
代表者の氏名 代表取締役 葛谷 悦敏
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年十二月十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百三十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 六十台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十八台
 - (3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 八・一立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

平成三十年四月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年五月一日から同年九月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

◎岡山県人事委員会規則第十号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年五月一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成七年岡山県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「~~ホテル・旅館~~及び~~旅館~~」を「~~旅館~~・~~ホテル~~」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成三十年五月一日

岡山県労働委員会
会 長 鷹 取 司

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区 分	氏 名	職 業 （ 又 は 前 職 ）	委 嘱 の 日 付	労 働 委 員 会 委 員				
				公 益 委 員	公 益 委 員	公 益 委 員	公 益 委 員	公 益 委 員
労働委員会	鷹 取 司	弁 護 士	平成28年11月28日	中国精油株式会社顧問	片 山 浩 子	使 員		
	西 田 和 弘	岡山大学大学院法務研究科教授	平成28年11月28日					
	山 田 加 寿 子	特定社会保険労務士	平成28年11月28日					
	妻 鹿 安 希 子	弁 護 士 岡山大学大学院法務研究科准教授	平成28年11月28日					
	濱 田 陽 子	岡山大学法学部准教授	平成28年11月28日					
	宮 本 ひ と み	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成28年11月28日					
	木 下 幸 男	運輸労連特別執行委員	平成28年11月28日					
	阪 口 林	連合岡山副事務局長	平成28年11月28日					
	古 林 久 和	自治労岡山県本部執行委員長	平成28年11月28日					
	片 山 浩 子	中国精油株式会社顧問	平成28年11月28日					

用 者 委 員	小 野 敏 行	岡山県経営者協会専務理事	平成28年11月28日
	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成28年11月28日
	横 山 圭 介	横山石油株式会社代表取締役社長	平成28年11月28日
	石 田 敦 志	株式会社イシダ代表取締役	平成28年11月28日
	小 倉 誠 二	岡山県労働委員会事務局次長	平成29年4月13日
	白 神 達 夫	岡山県労働委員会事務局次長	平成30年4月12日
事 務 局 職 員	新 堂 俊 文	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成30年4月12日

平成30年5月1日 岡山県公報 第11986号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）及び意見の要旨を平成三十年五月十八日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すること。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成三十年五月一日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十年五月二十二日（火）

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

プリアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 案件

海面区画漁業権一斉切替に係る漁場計画案について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年五月一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 日時

平成三十年五月二十二日（火）

午後一時四十分から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見取りまとめについて

第二号議案 海面区画漁業権一斉切替に係る漁場計画の承認について